

7. 職員体制

	常勤		非常勤		常勤換算	保有資格
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			0.6	介護福祉士
計画作成者	1				1.0	介護支援専門員
介護従事者	3	1	5		6.4	介護福祉士 ヘルパー 2 級 初任者研修修了者他

8. 職員の勤務体制

区分	勤務時間
常勤	7時00分から16時00分
	9時00分から18時00分
	10時30分から19時30分
夜勤及び勤務時間	16時00分から 9時00分まで（夜勤は 21:00～6:00 まで）

9. サービス内容

1) 介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
食事	・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・食材は給付対象外です。 ・食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。 ・食事時間 - 朝食 7:00～8:00 - 昼食 11:30～12:30 - 夕食 17:30～18:30	要介護度に応じて算出します。 利用料（1日あたり） = 下記単位数 × 10.14 円 ・入居日から 30 日以内の期間は、1 日につき 30 単位を加算します ・法定代理受領の場合は、利用者から本人負担割合分の支払いを受けるものとする。（1 割負担の場合） 要支援 2 761 単位 要介護 1 765 単位 要介護 2 801 単位 要介護 3 824 単位 要介護 4 841 単位 要介護 5 859 単位
排泄	・利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行ないます。 ・おむつの交換は随時行ないます。	
入浴	・入浴または清拭は随時行います。	
日常生活上の世話	・離床寝たきり防止の為、離床に配慮します。 ・着替え 着替えのお手伝いをします。 ・整容身の回りのお手伝いをします。 ・寝具消毒及びシーツ交換 ・健康管理 ・洗濯 ・居室内掃除 ・役所手続きの代行 - その他	・医療連携体制加算 1（ハ）37 単位 ・サービス提供体制加算 6 単位 ・介護職員処遇改善加算 所定単位数の 17.8%（1 月に付き） ・口腔衛生管理体制加算 30/月単位 ・高齢者施設等感染対策向上加算 10 単位/月 ・協力医療機関連携加算 100/月単位 ・看取り介護加算 1 1 死亡日以前 31 日以上 45 日以下 72 単位 2 死亡日以前 4 日以上 30 日以下 144 単位 3 死亡日以前 2 日又は 3 日 680 単位 4 死亡日 1.280 単位 ・入院時費用月 6 日限度 246/日 2 病院・診療所への入院を要した場合
機能訓練	離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持改善に努めます。	
医師の往診の手配等	医師の往診の手配、その他療養上の世話をします。	
相談及び援助	利用者とそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行ないます。	1 2 は利用時に加算になります その他利用時に加算関する項目につきましては利用時に説明致します

2) 介護保険給付対象外費用

種 類	
食材代 おむつ代 理美容代 娯楽費	これらは介護保険給付外です。実費をお支払いください。 ・食材の費用は次のとおりです。 朝食 400 円、昼食 620 円（おやつを含む）、夕食 540 円 （1 日当り 1,560 円） おむつ代、理美容代、娯楽費は実費
家賃・水道光熱 費・共益費	居室の利用も保険給付の対象外です。（1 日当り） 家賃 1,600 円、水道光熱費 530 円（但し冬季期間 11 月～3 月まで 110 円加算）共益費 130 円
入居一時金	100,000 円：入居時に一括償却させていただきます。 但し、90 日以内の退去の際は全額返却いたします。

10. 入居に当たっての留意事項

面 会	来訪者は、面会の都度 職員に届け出て下さい。
外 出	外出・外泊前に必ず行き先と帰着予定日時を届け出て下さい。
健康診断	入所時に、利用者負担による健康診断を行っていただきます。
感染症	入所時に MRSA、疥癬などの感染症のチェックを行います。
住居・居室の利 用 迷惑行為	この共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従って大切にご利用くだ さい。これに反した利用により破損などが生じた場合は賠償していただく ことがあります。承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。
所 持 品 現 金 等	介護保険証、負担割合証、健康保険証、老人健康手帳、身体障害者手帳、 印鑑

11. 協力医療機関

名 称	医療法人 恒貴会 協和中央病院	医療法人宮田医院	え歯科医院
所 在 地	筑西市門井 1676 - 1	筑西市丙 59	筑西市下妻江 1572-4
電 話 番 号	0296 - 57 - 6131	0296 - 22 - 2440	0296 - 45 - 0826
診 療 科	内 科、外 科、整形外科、 眼科、脳外科、皮膚科、泌 尿器科 他	内科、外科、消化器科、 皮膚科 泌尿器科	入れ歯、義歯、 インプラント 他
入院設備	有（ 199 床 ）	有（ 19 床 ）	
救急指定	救急指定病院	救急指定病院	
協力関係の 概 要	利用者の病状に急変等が生じた時、必要な医療サービスを提供し、認知症対応 型共同生活介護及び介護予防での生活が困難であると認めた場合は、適切な医 療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずる。利用者の検診を行なう。		

12. 医療連携体制

入居者の健康管理や、重度化し看取りの必要が生じた場合等において、グループホームの職員として、又は訪問看護ステーション等との契約により、24 時間連絡可能な体制をとり、協力医療機関の医師の指示のもと、医療連携の体制を強化していきます。

- 1) 入居者の身体の変調において医師による診察、病院の受診が必要な時は往診又は受診をご家族様とご相談させていただきます。急を要する時は職員の判断により受診いたします。
- 2) 看取り介護の必要性や時期、対応の方法等を家族と担当チームで話し合いを持ち、本人に合ったケアの提供を行ないます。（別紙に定める）

13. 非常災害時の対策

避難訓練計画	別に定めます。年に2回、火災、地震等を想定した訓練を行ないます。 防火管理者 濱野高典
防災設備	ガス漏れ遮断機、自動火災報知器、誘導灯設備、消火器具設置、 119番通報専用電話機 スプリンクラー

14. 苦情申立

当事業所 事務室	担当者 濱野美津江 ご利用時間 毎日 9:00～18:00 ご利用方法 電話0296(24)7727 面接 投書 玄関入口に設置した苦情箱に投函してください。
相談・苦情窓口	茨城県健康長寿福祉課 電話 029-301-3343 茨城国保連介護保険課 電話 029-301-1565 筑西市役所介護保険課 電話 0296-24 - 2111

私は 書面に基づいて乙の職員（職名：氏名 ）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

利用者の家族など 住 所

氏 名 印

続 柄

電話番号